

新型コロナウイルス感染症関連情報

中小企業等への支援措置について

問合せ／産業観光課 内線2162

資金繰り支援

問合せ／埼玉県信用保証協会

☎048(647)4716

受付時間：平日9時～17時20分

▼利用には、金融機関や信用保証協会による審査があります。詳細は、お問い合わせください。

セーフティネット保証(4号・5号)

一般保証とは別枠(最大2.8億円、4号・5号同枠)の保証を対象とする資金繰り支援制度です。

セーフティネット保証4号

全都道府県を対象地域に、売上高が前年同月比20%以上減少などの場合、借入債務の100%を保証します。

指定期間／2月18日～6月1日(延期の予定あり)

▼志木市へ認定申請が必要

セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、売上高が前年同月比5%以上減少などの場合、借入債務の80%を保証します。

対象／6月1日現在、1,145業種(細分類基準)が対象

▼指定業種は経済産業省・中小企業庁ホームページをご確認ください。

指定期間／5月1日～令和3年1月31日

▼現在の指定業種による申請

危機関連保証

全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」(100%保証)として、売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で保証します。

対象業種／全業種

▼一部保証対象外の業種があります。

指定期間／2月1日～令和3年1月31日

▼セーフティネット保証の指定期間と違い、危機関連保証の指定期間は融資実行までとなっています。

セーフティネット保証及び危機関連保証の利用には、売上高等の減少認定申請が必要です。

セーフティネット保証及び危機関連保証を利用するには、市町村において、売上高などの減少認定を受ける必要があります。詳細については、市ホームページをご覧ください。

志木市独自の支援策

志木市緊急店舗賃借料補助金

対象者／国の持続化給付金の支給要件に該当する事業者で、市内で事業において施設等を借り上げて事業を行っている者(個人事業主・フリーランス含む)

対象経費／新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間に支払う賃借料

▼賃借料が減額されている場合は、減額後の賃借料が対象です。

補助額／対象経費の1/4(1,000円未満切捨て、1月あたり限度額10万円)

申請書類／①交付申請書兼請求書、②誓約書、③賃借料を証明する書類の写し(契約書)、④持続化給付金の給付を証する書類の写し、⑤事業実態が市内にあることがわかる資料

志木市テイクアウト等事業転換支援事業補助金

対象者／テイクアウト及び宅配をはじめ(はじめた)、市内で飲食店を営む者

▼食品衛生法施行令第35条第1号・第2号に規定する飲食店、喫茶店営業をする個人、または主たる事業所を市内に有する法人等

対象経費／事業転換に係る経費(転換後3か月間の経費)

補助額／対象経費の10/10(1,000円未満切捨て、限度額10万円)

申請書類／①交付申請書、②事業計画書、③収支予算書、④予算書の根拠資料(見積書など)、⑤営業許可書の写し、⑥交付請求書、⑦テイクアウト事業を行っていることがわかる書類の写し

共通

申請期限／12月28日(月)まで

申請方法／原則、郵送で受付のため、申請書類を下記まで郵送

〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

志木市役所産業観光課緊急経済対策事業担当

▼**青字番号**の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

▼申請に関する個別のご相談は予約制で行います。

問合せ／産業観光課緊急経済対策事業担当(第2庁舎) 内線2173・2174

その他の中小企業への支援措置について

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者を対象とした支援策や総合的な経営相談窓口について、市ホームページにまとめていますのでご確認ください。

QRコード
市ホームページ